

「次期障害児福祉計画」の成果目標

成果目標

項目名	国の基本指針（※）
障害児支援の提供体制の整備等	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
	②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新規】 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。
	④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。
	⑤医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
	⑥障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の場の協議 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。

本市の考え方	【参考】	
	現行計画の成果目標	令和4年度実績
①本市においては、既に市内に9箇所設置しており、児童発達支援センターの中核機能の整備を進め、地域の障害児通所支援の体制整備を進めていく。	①本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や計画支援の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。	①児童発達支援センターを9箇所設置
②本市においては、保育所等訪問支援を行う事業所を16箇所設置しており、児童発達支援センターが中心となって保育所等訪問支援の活用促進等を行うことで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	②－（新設のためなし）	②保育所等訪問支援を市内に16箇所設置
③本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核とした連携体制を構築し、難聴児の早期発見・早期療育に向けた体制整備を一層進める。	③主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを中核として必要な連携等を進めていく。	③市内に1箇所設置
④本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5箇所）、放課後等デイサービス（9箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。	④本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5箇所）、放課後等デイサービス（9箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5箇所）、放課後等デイサービス（9箇所）を確保
⑤引き続き、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場を設置し、関係機関による連携を進める。 加えて、「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の配置を進め、地域の支援体制の向上、家族や支援機関の負担軽減等、医療的ケア児等に関する支援の更なる充実を図る。	⑤福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。	⑤京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、福祉・教育・医療・教育等の関係機関の連携による協議を開催
⑥障害児入所施設においては、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、必要な協議の場を設け、移行に向けた調整を行う。	⑥－（新設のためなし）	⑥障害児入所施設を市内に4箇所設置（医療型2箇所、福祉型2箇所）